

自転車先進都市おかやま

実行戦略

2012.8 策 定

2018.3 中間評価



誰もが自転車を“安全”で“便利”に“楽しく”使うことが出来る都市
『自転車先進都市おかやま』を目指して



自転車専用通行帯(市役所筋)



ももちやり(西川アイプラザ前ポート)



民間による路上駐輪場整備(桃太郎大通り)

はじめに	1
1 実行戦略の基本的方向	2
1-1 実行戦略の考え方	2
1-2 実行戦略の実施施策	3
2 実行戦略の実施状況と中間評価	4
2-1 これまでの取組みと評価	4
2-2 数値目標(成果指標)の達成状況について	22
3 今後の取組みについて	26
3-1 自転車施策を取り巻く背景の変化	26
3-2 施策展開について	28
3-3 今後の施策推進プログラムについて	38
今後に向けて	39

はじめに

本市では、自転車を「安全」で「便利」に「楽しく」使うことができる都市を目指し、自転車政策を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に『自転車先進都市おかやま実行戦略』を策定し、各種施策を進めてまいりました。今般、計画期間の中間を経過したことを機に、施策の実施状況や、市民の方々の満足状況等について中間評価を実施するとともに、評価結果をふまえ、今後の取り組みについて整理を行いました。

今後、本実行戦略に基づき、各種関係団体などと連携し、自転車先進都市おかやまを目指して取り組んでまいります。

平成 30 年 3 月

岡山市

自転車交通を取り巻く環境の変化

- 平成 23 年 10 月に、警察庁通達として「良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進について」が出され、自転車は車両である（車道走行が原則）を柱として、「通行環境の確立」「ルール周知と安全教育の推進」「指導取締りの強化」「基盤整備」といった対策の強化を図っていく方針が示された。
- 平成 24 年 8 月『自転車先進都市おかやま実行戦略』策定。
- 平成 24 年 11 月に、国土交通省・警察庁より、『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』が出され、具体的な自転車利用環境の創出に向けた方策が示されるとともに、国土交通省より、『自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン』が出され、自転車利用者ニーズに基づく、「量」と「質」による対策の推進に向けた方策が示された。
- 平成 25 年 12 月に、道路交通法が改正され自転車等の軽車両の路側帯通行に関する規定等が定められるとともに、平成 27 年 6 月の改正では自転車の違反の厳罰化が定められた。
- 平成 28 年 7 月に、『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』が改訂され、「段階的なネットワーク計画策定方法の導入」、「整備の完成形態及び暫定形態において、車道部への整備を徹底。歩道を活用した暫定形態は選択肢から除外」、「路面表示の仕様の標準化」などが盛り込まれた。
- 平成 28 年 9 月に、『自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン』が改定され、コンパクトシティの形成等まちづくりの観点を踏まえた自転車等駐車場の整備方策やコミュニティサイクルの導入方策等が盛り込まれた。
- 平成 29 年 5 月に、自転車の活用を総合的・計画的に推進するための国や地方公共団体の責務等を定めた『自転車活用推進法』が施行された。